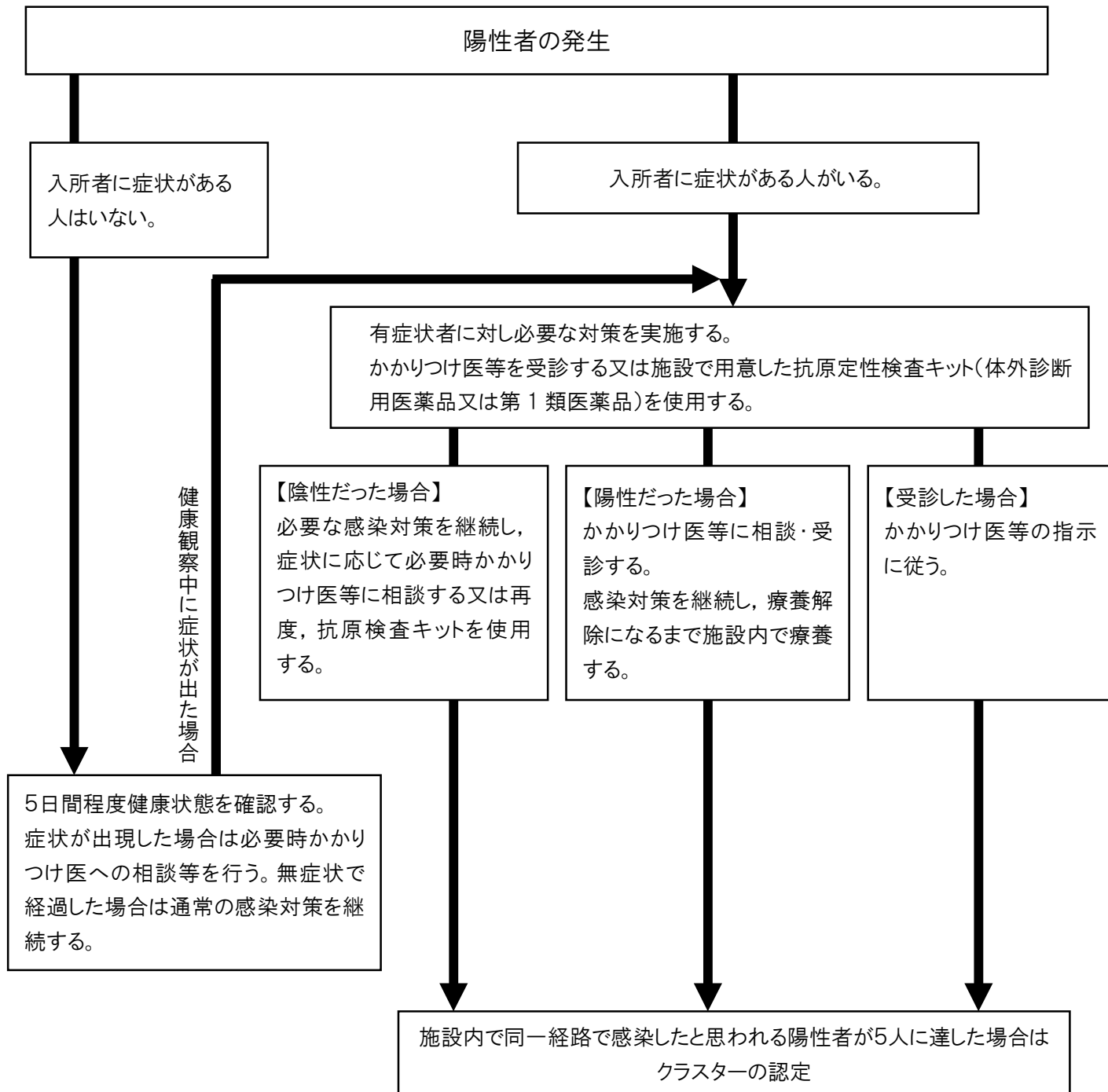


この資料は令和4年12月時点での内容です。今後、国の通知や新たな知見等により、修正・変更等を行うことがあります。

旭川市保健所では、高齢者等重症化リスクのある方が入所されている施設で、職員の方や入所されている方が陽性になった場合、感染拡大防止や重症化予防のための相談に応じております。



入所の方が陽性になった場合、医療的な処置が必要な方以外は、基本的に療養解除日まで施設内で療養していただくこととなります。

次のとおり必要な対策を行うと共に、日頃からの準備をお願いします。

# 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者が施設内で発生した場合

## 感染が疑われる者とは

症状の軽重にかかわらず以下の症状等がある者で、PCR 検査等で「新型コロナウイルス感染症」と医師が診断するまでの間の者をさします。

- ▶発熱、咳、痰、鼻水、咽頭痛、息苦しさ、倦怠感等の風邪症状がある。
  - ▶医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者
  - ▶抗原定性検査キット(体外診断用医薬品又は第1類医薬品)による自己検査で陽性となった者
- ※特に職員については、軽微な症状でも感染を拡げてしまう可能性があることから、感染が疑われる場合は管理者へ報告の上、可能な限り就業を控えるようにしましょう。

## 1 施設管理者が速やかに情報を把握する

- 職員は施設内の状況を確認し、施設管理者に職員、入所者のうち、感染が疑われる者の数を連絡してください。

## 2 主治医やかかりつけ医、協力医療機関等への相談・受診

- 施設にある抗原定性検査キット(体外診断用医薬品又は第一類医薬品)で陽性となった場合
  - ▶辛い症状があるなど医師に相談する必要がある場合はかかりつけ医等にご相談ください。
  - ▶届出対象の方(65歳以上の方、重症化リスクがありかつ新型コロナウイルス感染症治療薬や酸素の投与が必要な方、入院が必要な方、妊婦の方)はかかりつけ医へ連絡し、陽性者としての届出や内服薬について相談してください。

※高齢者施設等へ無償配布されている抗原キットは、施設内への感染拡大(流入)を防ぐために施設従事者1人が週2回の検査することを前提とした従事者スクリーニング検査用として旭川市を經由し厚生労働省が特例的に配布したものです。このため有症状の入所者を検査するために使用する抗原キットは、施設側で用意したものを使用してください。

- かかりつけ医に相談・受診できない場合は、「新型コロナウイルス感染症相談窓口」(0166-25-1201)へ連絡し、指示を受けてください。
- 旭川市民のうち、届出対象以外の方で、特に医療機関を受診する必要が無い場合は、必要時旭川市陽性者登録センターへご連絡ください(旭川市以外の方はお住まいの窓口へご相談ください)。「旭川市陽性者登録センター事務局 午前9時から午後5時まで 0166-21-3721」  
詳細は旭川市のホームページをご覧ください

## 3 職員と情報を共有する

- 「感染が疑われる者」のリストと部屋の場所を表示し、感染対策をどのように行うか職員全員にわかるように周知しましょう
- 入所者が外部サービスを利用している場合は、関係するサービス事務所やケアマネへの連絡をしてください。

## 4 必要な個人防護具の確認

使用前の防護具にさわる時には、アルコールや手洗いで手を清潔にし、物品を汚染しないようにしましょう。次を参考に、十分な数を準備をしましょう。

長袖ガウン	体液に触れる時などの場合はビニール製がおすすめです。使い回さず、脱いたら捨てます。
手袋	手にフィットするものを、S、M、Lのサイズ毎に準備します。患者さん毎に新しい手袋に変えます。
マスク	不織布マスク:外したら捨てます。N95マスクを着ける場合は、汚染しても良いようにN95マスクの上に不織布マスクを着け、汚れたら都度交換します。 N95マスク:必要な場合は1日に職員1人1枚使用します。※患者さんには使用しません。 食事等で外す場合は袋に入れて個人で1日保管します。 アルコールは吹きかけない、洗わない、油性ペンで名前を書かないように気をつけてください。
フェイスシールド	職員1人1枚専用とし、職員間で共有しません。外した後はアルコールクロスで拭いて保管します。
消毒液	70%以上95%以下の濃度のエタノール、アルコールクロス、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム(手指消毒には使わない。消毒後は水拭きが必要。換気を行う。)等

新型コロナウイルス感染症の陽性者又は疑い例等が発生した場合には、施設内での迅速な対応をお願いします。

## 感染拡大を防止するために行うこと

「感染が疑われる者」を把握した場合は、より徹底した感染対策をお願いします。

レクリエーションなど共有スペースでの活動、面会は中止を推奨します。ただし、ご家族との交流は重要なため、オンラインでの面会等、工夫しながらの実施は引き続きお願いします。

なお、感染対策として望ましい対応について次のとおり記載していますが、入所の方の安全確保やQOL等について考慮するなど、各施設での対策について職員間での検討をお願いいたします。

### 個室対応

⇒原則、個室で対応してください。

⇒個室対応が難しい場合は、不織布マスクの着用、ベッド間隔を2m以上、カーテン隔離等の対応をお願いします。

### 陽性者の重症化予防

⇒かかりつけ医や連携医療機関に、入所の方が陽性になったことや病状を伝え、届出や抗ウイルス薬等の処方等について相談してください。

⇒療養期間中は毎日体調確認を行い、保健所に指定の様式でFAXで報告してください。

緊急を要する場合は、保健所に直接電話で連絡いただくか、救急搬送が必要な状況であれば救急車を要請し、療養期間中の陽性者であることを伝えてください。

### 清拭・入浴の介助

⇒要介助者は、入浴ではなく清拭にしてください。

⇒自立している場合は、入浴は可能ですが、複数で入らないようにしてください。

\*見守りや声かけ等が必要なく、本人のみで入浴が出来る場合に限られます。

※療養が解除になった方は、施設内の状況に応じて、通常通りの入浴対応を行っても差し支えありません。

### 食器の洗浄

⇒感染者の食べ残し等の感染性のあるものを洗う際に、厨房職員がしぶきを浴びるなどして感染する可能性があるため、紙皿などの使い捨て容器に変更するなどして対応してください。

\*変更できない場合は、个人防护具(長袖ガウン、手袋、ゴーグル又はフェースシールド等)を装着し洗浄してください。

\*不適切な着脱行為で感染することがあるので、着脱する順番に注意し、日頃から着脱の練習をしてください。また、着脱する場所は室内の入口付近とし、使用した防護具は専用のごみ箱へ密閉して捨ててください。

## ゴミの処理

⇒新型コロナウイルスは72時間生存するとされています。密封して3日間経過した後、一般ゴミとして廃棄してください。ゴミ袋に日付を記入すると良いでしょう。

⇒ゴミを集めたり、運ぶ際はフェイスシールド、マスク、手袋、手指衛生をお願いします。

＊「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第一の4の項」に記載の施設は、「感染が疑われる者」から排出されたごみを感染性廃棄物として処理してください。

## 清掃

⇒新型コロナウイルスは界面活性剤(掃除用洗剤)・アルコールで不活性化しますので、環境清掃は通常どおりで問題ありません。

⇒「感染が疑われる者」の部屋の清掃は、ごみの処理と汚れの清掃のみとします。感染性のある期間を過ぎてから、通常清掃を再開しましょう。

## 職員の勤務時の留意事項

⇒次の入所者のケアにあたっては、可能な限り職員を担当制にしてください。

①感染が疑われる者 ②感染が疑われる者の接触者

＊担当制が難しい場合は、他のフロアの職員との接触を避けたり、交差しないようフロア毎の体制を組み、出入りする職種は最小限にするなど対応してください。

⇒職員同士がマスクを外した場面で接触しないようにしましょう。特に職員同士での食事は避け、部屋を別にする、時間を分ける、自家用車を利用するなど工夫をしてください。

⇒寝具の共有は避け、複数で就寝する場合は部屋を別にしましょう。その場合、窓のある部屋を利用し、使用後は換気をしましょう。

⇒共有の喫煙所では、少人数の利用でも感染するリスクが高いため、利用を禁止し、自家用車を利用するなど対応してください。

⇒軽微な症状(だるい、鼻水、軽い咳など)でも、体調に異変を感じた場合にはお休みするなど休みやすい雰囲気を作るようにしてください。

# 施設でご準備いただく資料について

## 1 陽性者観察票(入所者)

陽性となった入所者の療養期間中の健康観察について、9時半と14時のバイタルを「陽性者観察票」に記載し、保健所へ毎日FAXしてください。状態が安定している場合には午前分の1回のみで構いません。急を要する場合には直接保健所へご連絡いただくか、救急要請を行ってください。

保健所からは療養解除についての連絡は行いませんので、各患者さんの発症日と解除日を記載し、療養期間について把握してください。

### <療養期間の考え方>

#### ●症状がある場合

症状が出現した日を0日目とし、10日間の療養期間とします(11日目が解除日)

#### ●症状がない場合

検体を採取した日を0日目とし、7日間の療養期間とします(8日目が解除日)

#### ●無症状者が途中で症状が出た場合

無症状の方が途中で症状が出現した場合は、症状出現日を0日目として10日間の療養期間とします(11日目が解除日)

## 2 新型コロナウイルス感染症陽性者連絡票(入所者)

陽性となった入所者について「新型コロナウイルス感染症陽性者連絡票」を準備しておいてください。必要時保健所へのFAXをお願いすることがあります。

## 3 お部屋の配置図

陽性となった方がどの部屋に入所されているか、同室者のお名前等を記載してください。既に施設にあるものを活用してください。

## 4 新型コロナウイルス感染症発生報告書(職員) 別添1

職員で陽性が判明した場合「新型コロナウイルス感染症発生報告書」を速やかに保健所へFAXしてください。(65歳未満で陽性となった場合、医療機関からの届出がなく保健所で把握することが困難であるため)

※陽性者としての登録や届出とはなりませんのでご注意ください。

## 新型コロナウイルス感染症陽性者連絡票

提出日 年 月 日 FAX 提出者( )

保健所 FAX 番号 21-3180

施設名	
施設連絡先	電話( - - ) 担当者( )
陽性者氏名(漢字・ふりがな)	
生年月日・年齢	年 月 日 ( )歳
陽性判明日	令和 年 月 日
発症日・症状	令和 年 月 日 症状:発熱( )°C・咳・咽頭痛・倦怠感・その他( )
主な既往歴	
患者家族緊急連絡先	電話( - - ) 関係( ) 氏名( )
1年以内の 基幹病院等受診歴 ※該当するところに○を付 けてください	旭川医大 日赤 市立 厚生 医療センター 旭川脳神経外科病院 吉田病院 森山病院 圭泉会病院 道北勤医協一条通病院 佐久間病院
身長・体重	身長 cm 体重 kg
介護度	要支援 1 2 / 要介護 1 2 3 4 5 独歩 車椅子 歩行器 寝たきり
ワクチン接種歴	有( )回 無
問題行動	有(暴言・暴力・徘徊等) 無
意思疎通	可能 やや可能 不可
アレルギー	有( ) 無
DNAR	確認済み( 年 月 日 本人との関係性 )/未確認
提出時のバイタル	血圧 体温 呼吸数 SpO2

## 保健所連絡先

### 旭川市保健所新型コロナウイルス感染症対策担当

#### 1 疫学調査チーム

(陽性者が発生している施設内の感染対策についての相談に応じます)

電話 0166-21-3172

2 FAX 0166-21-3180

3 E-mail [t\\_covid19@city.asahikawa.lg.jp](mailto:t_covid19@city.asahikawa.lg.jp)

#### 4 入所者の体調が悪くなった時の相談窓口

##### (1) 陽性の方

・9時～20時 陽性者サポート窓口

0166-21-3720

・20時～9時 健康相談窓口

0166-25-1201

##### (2) 陽性以外の方 健康相談窓口

0166-25-1201



旭川市保健所新型コロナウイルス感染症対策担当行 FAX 21-3180

陽性者 観察票(施設名 )

提出日: 月 日( ) 9時半 14時

※発生届(医師が届出)のあった方について記載。抗原キット陽性のみの方は含みません。  
 ※療養解除になるまで、毎日1日2回報告してください(保健所から療養解除の連絡は行いません)

	氏名	体温	SpO2	症状 出現日	療養解除日	症状	症状詳細
例	保健所 花子	36.8	96%	○/△	●/▲	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	咳, 咽頭痛等
1						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
6						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
7						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
8						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
9						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
10						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
11						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
12						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
14						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
15						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

保健所から各個人の解除日についての連絡は行いませんので、次を参考に観察期間の管理を行ってください

●症状がある場合

症状が出現した日(陽性が確定した日ではない)を0日目とし、10日間の療養期間とします(11日目が解除日)

●症状がない場合(陽性が確定した日から解除されるまで継続して無症状の場合)

検体を採取した日を0日目とし、7日間の療養期間とします(8日目が解除日)

●無症状者が途中で症状が出た場合

無症状の方が途中で症状が出現した場合は、症状出現日を0日目として10日間の療養期間とします(11日目が解除日)

# 陽性患者さんが施設内で療養する場合

## 1 療養期間について

人に感染させるウイルスを排出している期間として対応いただくようお願いします。

### ●症状がある場合

症状が出現した日を0日目とし、10日間の療養期間とします(11日目が解除日)

### ●症状がない場合

検体を採取した日を0日目とし、7日間の療養期間とします(8日目が解除日)

### ●無症状者が途中で症状が出た場合

無症状の方が途中で症状が出現した場合は、症状出現日を0日目として10日間の療養期間とします(11日目が解除日)

(令和4年9月7日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、療養期間の短縮について事務連絡がありましたが、高齢者施設に入所されている方については「現に入院している者」に含まれるため、症状のある方についても従来と同じ療養期間になります)

## 2 療養期間終了後のPCR検査について

職員及び入所の方も含め、症状が軽快して療養期間が終了となった場合、解除後は人に感染させるリスクはとても低いと考えられています。また、個人差はありますが、解除後しばらくの期間は、PCR検査を行うと陽性となる可能性が高いため(ウイルスの感染性はなくても)、療養解除後のPCR検査は不要です。

## 3 クラスターについて

(1) 施設内の同一感染経路で陽性者が5人以上になった場合クラスターとしています。

(2) クラスターになった場合は公表等について相談させていただきます。

(3) クラスターの終息は、潜伏期間の二倍新たな陽性者の発生がなければ終息と考えます。

ア 最後に発生した陽性者が施設で療養していない場合や職員だった場合

陽性者が施設を出た日、または職員の実働最終出勤日を0日目とし、潜伏期間の二倍経過した日の翌日を終息日とする。

イ 施設内で陽性者が療養している場合

a 個室管理等の感染対策が講じられており、濃厚接触者がいない場合  
療養終了日の翌日を終息日とする。

b 個室管理等の感染対策が講じられているが、濃厚接触者がいる場合  
陽性者の療養終了日の翌日、または濃厚接触者の健康観察終了日の翌日のいずれか遅い方を終息日とする。

c 個室管理は難しく、陽性者が共有スペースを使用している場合

陽性者の療養終了日を0日目とし、その他の入所者等の健康観察終了日の翌日を終息日とする。

